

施設園芸セーフティネット構築事業について

山梨県農政部食糧・花き水産課

1. 申請条件

(1) 施設園芸農家3戸以上または農業従事者5名以上で構成する農業者団体等

- ・農協、燃料業者等の単位を想定
- ・その他、農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、組織・運営についての定めのある団体)

※農業従事者・・・農業常時従事者(原則年間150日以上従事していることが確認できるもの)

(2) 省エネルギー等対策推進計画の作成

- ・燃料使用量を3年間で15%以上削減する計画であること
- ・「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート」を活用して、省エネ管理に取り組むこと(燃料使用量10%減とみなせます)。
- ・省エネ資材等の導入(燃料使用量5%以上削減)。
- ・現在使用量(過去の実績7年中5年平均または3年平均)および目標使用量の算定方法が確認できる資料が必要です。
- ・継続加入の場合、2期目(4年目以降)に改めて計画作成が必要になります。

2. 事業内容

- ・10月から翌年6月までの期間で、燃料(A重油、灯油、LPガス、LNG)の全国平均価格が国の定める価格(R4:A重油:81.6円/ℓ、灯油:86.5円/ℓ、LPガス:106.6円/kg、LNG:57.0円/m³)を上回った場合、その差額が交付されます。
- ・補填金は、あらかじめ国と農業者がそれぞれ1:1で積み立てます。(自身の積立金の2倍を限度に補填)
- ・補填金に使用されなかった農業者の積立金は、事業終了後に返還されます。

例) 購入予定数量をA重油 10,000ℓとし、150%の積立コースに加入する場合

○農家積立額

$$150\% \text{積立単価}(R4) = 40.8 \text{円}/\ell$$

$$10,000 \ell \times 40.8 \text{円}/\ell \times 1/2 = \underline{204,000 \text{円}}$$

○補填金

購入実績が10,000ℓで、全国平均価格が101.6円/ℓであった場合、

$$\text{補填金} = (101.6 \text{円}/\ell - 81.6 \text{円}/\ell) \times 10,000 \ell \times 70\% = \underline{140,000 \text{円}}$$

内訳は、農家積立金70,000円、国補助金70,000円

3 その他

まず、燃料の購入先に既存のグループがあるか御確認ください。また、新たに農業者同士で3戸以上のグループをつくる必要がある場合は、別途規約の作成などの事務手続きが必要になりますので、県食糧花き水産課までお問い合わせ下さい。

県食糧花き水産課
電話 055(223)1610